○財務省令第六十二号

場 第 年 に 合 定 五. 勅 関 8 12 + 令 税 第 る お 法 け 号) 百 施 る 六 行 第三十 + 玉 令 税 五. (昭 号) 等 九 和 \mathcal{O} 第 徴 条 <u>二</u> 十 収 0 百 関 規 兀 九 定 係 年 + 事 に 兀 政 基 令 務 条 等 づ 第 及 き、 び 百 \mathcal{O} 取 玉 五. 扱 関 + 税 · 号) 税 収 1 法 納 \mathcal{O} 特 第 施 金 九 例 行 整 十三 に 規 理 関 則 資 及 条 す 金 Ź び 12 並 省 電 関 び 万 子 12 す 情 予 0 る 報 法 算 部 律 決 処 を 理 施 算 組 及 改 行 織 正 令 び す 会 を る省 使 昭 計 用 和 令 令 L を次 + 昭 7 処 和 九 0 理 年 十 二 ょ 政 す る う

平成二十一年九月二十五日

財務大臣臨時代理

国務大臣 菅 直人

関 税 法 施 行 規 則 及 び 電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 L て 処 理 す る 場 合 12 お け る 玉 税 等 \mathcal{O} 徴 収 関 係 事 務

等 \mathcal{O} 取 扱 1 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る 省 令 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令

関税法施行規則の一部改正)

第 条 関 税 法 施 行 規 則 昭 和 兀 + 年 大 蔵 省 令 第 五. + 五 号) \mathcal{O} ___ 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す Ź。

别 紙 第 2 号 書 式 備 考 4 中 き 治 な 卌 • 魰 云 云 珊 \swarrow び領収 . 構のJ 憲 <u>[1</u> を 領領 万 控 及 び終付 ₩ | 窟 口

書の 高い 画然 に で 、 に 改める。

電 子 情 報 処 理 組 織 を使 用 L て処理 する場合にお ける 玉 **|税等** の徴 収 関係 事 務等 0 取 扱 7) 0 特 例 に 関

する省令の一部改正)

第二 に 関 条 する省令 電 子 情 報 平 処 -成三年 理 組 織 を 大蔵省令第 使 用 L て 処 五. 十四号) 理する場 合に 0 部 お を け 次 る \mathcal{O} 玉 ように 税 等 \mathcal{O} 改 徴 Ē 収 す 関 る。 係 事 務 等 \mathcal{O} 取 扱 1 \mathcal{O} 特 例

等 施行規則」 逐 部 第一 別 \mathcal{O} 所在 $\widetilde{7}$ 紙 盟 条第二項第二号中 第 4 1 する官署 に改 号 \mathcal{O} 法律; \mathcal{O} いめる。 2 :施行規! 書 に 1.設置 式 備 され 浬 考 「及び東京税関東京外郵出 及 る電子 を \mathcal{U} 別 艦 紙 計 4 第 情報処理 算 1 機 号 とを電 \mathcal{O} 3 組織に 書 気 式 通 張 備 考中 所 信 9~ に \mathcal{N} 口 爅 線 設置され H 鼯 で 李人 接 青牛 続 関連 榖 る電子計算機と国税 L 処理組 た 電 業務の処理等 子 情 緩に緩 報 処 9~ 理 \mathcal{N} <u>[1</u> 稅 組 収納 関 す 織」 黓 # 命令官 Š 続 を 法 削 9 無 称 る。

別紙第1号の4書式を次のように改める。

[
		^{説収納金} 資金	(受入科目)	第	号	
	_		(取扱庁名)		年度 (取扱庁番号)	
第	国	(納税者) 住 所	納付の目的	本 税	円	
_	庫 金			延 滞 税		
)	氏名又は名称		合計額		
片			上記の合計額を領収しました。		領収日付印	
		代理人	領収者			
	あて先	: (国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びそ			and the state of	
		1. この用紙は機械処理しますので汚したり、折ったり、ビンで止めたりしない 現 収納金 資金 領 収 控	でください。 2. 領収日付印は枠P			
		光整理(東立)	(受入科目)	第	号 	
hoho		(納税者)	(取扱庁名)		(取扱庁番号)	
第	国 庫	住所	納付の目的	本 税	Ħ	
_	金			延 滞 税		
片		氏名又は名称		合計額		
			上記の合計額を領収しました。	TFI I	領収日付印	
		代理人				
	·					
	国租	^{収納金} 資金 納付書・領収証書		第	号	
第			(受入科目) (取扱庁名)		年度 (取扱庁番号)	
	国	(納税者) 住 所	納付の目的	本 税	H	
三	庫金					
		氏名又は名称		延滞税		
片			上記の合計額を領収しました。	合計額	領収日付印	
		代理人	年月	B		
			領収者			

備考

関税法施行規則(昭和41年大蔵省令第55号)別紙第2号書式備考は、この書式について準用する。

改正前の書式による納付書は、当分の間、使用することができる。 この省令は、平成二十一年十月十一日から施行する。